

中京 BANK CARD (ATM カードローン用) 約定

1. (カードの利用)

ATM カードローン契約にもとづく BANK CARD (以下、カードという) は次の取引に利用することができます。

- ①銀行および銀行がオンライン現金自動支払機の協同利用による現金支払い業務を提携した金融機関 (以下、提携先という) の現金自動支払機 (現金自動預入支払兼用機を含む。以下、支払機という) を利用して当座勘定から当座貸越金 (以下、貸越金という) をうける場合 (以下、貸越金の借入を単に「出金」という)。
- ②銀行の現金自動預金機 (現金自動預入支払兼用機を含む。以下、預金機という) を使用して貸越金を返済する場合 (以下、貸越金の返済を単に「入金」という)。
- ③その他銀行が定める取引。

2. (支払機による出金)

- (1) 銀行及び提携先の支払機を使用してカードにより貸越金を出金する場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、当座貸越請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による出金は、支払機の機種により銀行または提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、カードで出金する場合の1日当たりの出金限度額は、銀行が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 銀行または提携先の支払機により出金する場合、出金金額と後記4の支払機利用手数料金額との合計が出金できる金額をこえるときは出金することができません。

3. (預金機による入金)

- (1) 銀行の預金機を使用してカードにより入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による入金は、預金機の種類により銀行が定めた種類の紙幣とし、1回あたりの入金金額は銀行が定めた範囲内とします。

4. (支払機利用手数料)

- (1) 銀行および提携先の支払機を使用して出金する場合には、銀行および提携先の所定の支払機の利用に関する手数料 (以下、自動機利用手数料という) をいただきます。
- (2) 前項の自動機利用手数料は、支払機を使用して出金するときに当座借越請求書なしでカードローン口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、銀行から提携先に支払います。

5. (支払機・預金機の故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、銀行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として銀行本支店の窓口でカードに

より出金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはできません。

- (2) 前項による出金をする場合には、銀行所定の当座借越請求書に氏名・金額および届出の暗証を記入のうえカードとともに提出してください。
- (3) 停電・故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、銀行本支店の窓口でカードにより入金することができます。
- (4) 前項による入金を行うときは、銀行所定の用紙に指名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

6. (カード・暗証の管理等)

- (1) 銀行は、支払機または預金機の操作の際に使用されたカードが、銀行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを銀行所定の方法により確認のうえ出金を行います。銀行の窓口においても同様にカードを確認し、当座借越請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、東南、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から銀行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。なお、この届出の前に生じた損害については、後記7、8に定める場合を除き、銀行は責任を負いません。
- (3) カードの盗難にあった場合には、銀行所定の届出書を銀行に提出してください。

7. (偽造カード等による出金等)

偽造または変造カードによる出金については、本人の故意による場合または当該出金について銀行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について銀行の調査に協力するものとします。

8. (盗難カードによる出金等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は銀行に対して当該出金にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、銀行への通知が行われていること。
 - ② 銀行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 銀行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の30日(ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた出金にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額

に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、銀行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを銀行が証明した場合には、銀行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)(2)の規定は、前期(1)にかかる銀行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後において行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合には、銀行は補てんの責任を負いません。

① 当該出金が行われたことについて、銀行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名・暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から銀行所定の書面によって銀行に届出てください。

10. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、銀行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

11. (支払機・預金機への誤入力等)

銀行の支払機・預金機の使用に際し、届出の暗証または金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の銀行及び提携先の責任についても同様とします。

12. (カードの利用停止等)

(1) カードの改ざん、不正使用など銀行がカード降りようを不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにカードを銀行に返却してください。

(2) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、銀行の窓口において銀行所定の本人確認書類の提示を受け、銀行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ①後記13に定める規定に違反した場合
- ②貸越金に関し、最終の入金または出金から銀行が別途表示する一定の期間が経過した場合
- ③カードが偽造、盗難、紛失により不正使用される恐れがあると銀行が判断した場合

13. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15. (約定の適用)

この約定の定めのない事項については、ATMカードローン契約規定の各条項により取り扱います。

以上